

PCT、マドリッド、ハーグの各制度は、それぞれ特許、商標、意匠を海外で取得する際の有効なツールです。これら制度を活用して知財活動の充実を図っている企業にWIPO日本事務所がお話を伺います。

今回ご紹介するのは、三菱電機のPCT・ハーグ制度活用事例です。三菱電機グループでは、技術を機能とデザインの両面から保護するため、強力な特許網の構築に併せ、国内外での意匠権取得活動を積極的に推進しています。グローバルな知的財産戦略において、国際出願・登録制度を有効活用しており、2019年のPCT制度およびハーグ制度の出願人ランキングにおいて、どちらも国内1位です。

企業名：三菱電機株式会社

(Mitsubishi Electric Corporation)

本社所在地：東京都千代田区

設立：1921年

資本金：1758億円（2019年3月末現在）

従業員数（連結）：14万5817人（2019年3月末現在）



提供元：三菱電機株式会社

【PCT制度編】

——まず、御社の海外特許の取得方針（戦略）について概要を教えてください。また、当該方針（戦略）と照らして、PCT制度について特にメリットを感じるところや、「国際調査報告及び見解書」に対する感想、制度全般に関する感想もお聞かせください。

三菱電機：当社は、事業展開の基盤市場として国内の売上高も増やしつつ、欧米や中国など既存の海外市場でさらに事業競争力を強化するとともに、インド・東南アジア・中南米等では新たな海外市場の開拓に向けた事業の立ち上げを進めています。海外特許出願はこれらの海外ビジネスをリードする「水先案内役」であり、早期かつ確実に権利を取得することが重要だと認識しています。海外で効率的に特許権を取得するためには、PCT制度の利用は欠かせません。

2008年ころより当社のPCT出願件数は徐々に増加し、現在は毎年2000件を超えるレベルとなりました。2019年のPCT制度を利用した当社の国際特許出願件数は2661件で、世界2位（国内1位）です。

当社がPCT出願を多用する理由（メリット）は以下の5つと考えています。

- ① 権利化までの期間が自由に選択できる
- ② 「国際調査報告及び見解書」が入手できる
- ③ 締約国が多数
- ④ コスト削減
- ⑤ 出願時の管理負担が軽減できる

当社のPCT出願はほぼ100パーセント、日本語で出願可能な日本特許庁を受理官庁として選択しており、日本特許庁で作成される「国際調査報告及び見解書」には高い信頼を置いています。当社ではこの「国際調査報告及び見解書」を参照して、権利化可能性を判断したり、必要に応じて国

上位PCT出願人

2019年 PCTランキング の総合順位	出願人名	国名	2018年	2019年
1	HUAWEI TECHNOLOGIES CO., LTD.	中国	5,405	4,411
2	三菱電機株式会社	日本	2,812	2,661
3	SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.	韓国	1,997	2,334
4	QUALCOMM INCORPORATED	米国	2,404	2,127
5	GUANG DONG OPPO MOBILE TELECOMMUNICATIONS CORP., LTD	中国	1,042	1,927
6	BOE TECHNOLOGY GROUP CO.,LTD	中国	1,813	1,864
7	TELEFONAKTIEBOLAGET LM ERICSSON (PUBL)	スウェーデン	1,645	1,698
8	PING AN TECHNOLOGY (SHENZHEN) CO., LTD.	中国	336	1,691
9	ROBERT BOSCH CORPORATION	ドイツ	1,525	1,687
10	LG ELECTRONICS INC.	韓国	1,697	1,646
11	LG CHEM, LTD.	韓国	969	1,624
12	パナソニック IP マネジメント株式会社	日本	1,465	1,567
13	ソニー株式会社	日本	1,342	1,566
14	HEWLETT-PACKARD DEVELOPMENT COMPANY, LP.	米国	1,170	1,507
15	MICROSOFT TECHNOLOGY LICENSING, LLC	米国	1,476	1,370
16	富士フイルム株式会社	日本	962	1,158
17	SIEMENS AKTIENGESSELLSCHAFT	ドイツ	1,211	1,153
18	ZTE CORPORATION	中国	2,080	1,085
19	デンソー株式会社	日本	998	1,026
20	NEC 株式会社	日本	947	1,024

(上位20社) 出典：World Intellectual Property Organization 「2020年4月7日付プレスリリース」

内段階移行時に補正手続きを行ったりしています。

——次に、実際にPCT出願された特許を取り上げていただき、差し支えない範囲でご利用内容をお聞かせください。また、どのような目的で、どの国・地域へ移行されたのか、ご利用しての感想などと併せてご教示ください。

三菱電機：当社では、さまざまな製品分野や技術分野でPCT制度を利用していますが、なかでも積極的にPCT出願している技術分野として「パテントプールでの活用を想定した動画圧縮技術」があります。例えば、PCT/JP2012/003555です。これは規格特許を狙った出願であることから、多数国での権利化が想定されたため、PCTルートで出願し、日本・米国・中国・韓国・欧州・東南アジア諸国等の多くの国（10カ国）で特許権を取得することができました。

当社では、規格特許を狙った出願の場合、まず日本に出願し、早期審査制度を利用して日本で権利化してから海外への移行の判断をすることが多いので、PCT制度を利用することで、出願時のコストを抑え、効率的に多数の国で

権利を取得することができました。

発明の名称：動画符号化装置、動画復号装置、動画符号化方法及び動画復号方法

国際出願番号：PCT/JP2012/003555

——今後の展望、PCT制度への期待、他の制度利用者へのアドバイス等をお聞かせください。

三菱電機：海外市場をターゲットとするビジネスが増加しており、海外での早期かつ確実な特許権の確保はビジネスの行方を左右することもあるため、PCT制度の利用はさらに増加・拡大するものと考えます。

現在、PCT条約には150以上の国・地域が加盟しており、効率的な国際特許出願の手続き制度ではあるのですが、各国段階に移行後の権利付与プロセスや各国の審査基準までは統一化できていません。各国の事情があり、これらの統一化は長期的な課題だと思いますが、PCT制度を軸として今後の改善がまたれるところです。

【ハーグ制度編】

—まず、御社の海外意匠権の取得方針（戦略）について概要を教えてください。また、当該方針（戦略）と照らし合わせて、ハーグ制度について特にメリットを感じるころや、利用した感想をお聞かせください。

三菱電機：当社では、グローバル市場での知財力強化の視点から特許や商標と組み合わせた多面的な権利取得を目的として意匠出願を推進しています。

ハーグ制度については、コスト面・利便性・課題点などメリットとデメリットを考慮して社内ガイドラインを定め、たうえで、日本のハーグ協定加盟後の早期から制度を活用しています。こうした取り組みの結果、2016年以降は、「公表された国際登録における意匠数カウントでの出願人ランキング」において、国内企業では1位（2019年：世界14位）を継続しています。

当社が、ハーグ制度を活用する理由（メリット）は大きく以下の2つです。

- ① コスト削減効果
- ② 手続きの簡素化

多意匠一出願が可能でスケールメリットが大きく、またオンラインで出願が可能のため現地代理人費用を省けるこ

とや、単一言語での事務手続きで簡便に出願対応できることが、ハーグ制度を活用する理由です。

一方、指定国に移行した後、審査国において拒絶通報が発行された場合には引用文献も含めて公表されてしまうこと、また指定国の組み合わせによって公表繰延制度の期間に制約がかかることなど、デメリットと捉えている点もあるため、現状では欧州共同体意匠を中心とする無審査の国・地域のみを対象とした活用にとどめています。

—次に、実際にハーグ出願された意匠を取り上げていただき、差し支えない範囲でご利用内容をお聞かせください。また、どのような目的で、どの国・地域を指定されたのか、ご利用しての感想などと併せてご教示ください。

三菱電機：当社では、多岐にわたる事業分野のグローバル展開に合わせ、海外への意匠出願を推進しており、例えば空調機器分野においても幅広い国を対象に市場展開しています。

エアーコンディショナー用室外機の意匠（DM/092057、Design No.2）の出願事例では、同じ筐体・デザインを各国に統一展開するため、日本以外にも多くの国・地域で意匠権を取得していますが、前述のハーグ制度に関する社内ガイドラインに従い、欧州共同体意匠およびシンガポール

上位ハーグ制度出願人

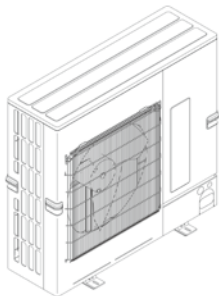
2019年 ランキング	出願人名	国名	2018年	2019年
1	SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.	韓国	863	929
2	FONKEL MEUBELMARKETING B.V.	オランダ	408	859
3	LG ELECTRONICS INC.	韓国	715	598
4	VOLKSWAGEN AG	ドイツ	268	536
5	PROCTER & GAMBLE CO.	米国	561	410
6	KONINKLIJKE PHILIPS ELECTRONICS N.V.	オランダ	164	371
7	GWENDOLYN KERSCHBAUMER	イタリア	0	322
8	GILLETTE COMPANY LLC	米国	75	252
9	THUN S.P.A.	イタリア	38	241
10	PSA AUTOMOBILES SA	フランス	159	221
11	KRONOPLUS LIMITED	キプロス	110	204
12	DRYLOCK TECHNOLOGIES NV	ベルギー	0	195
13	RENAULT S.A.S.	フランス	6	192
14	三菱電機株式会社	日本	127	180
15	JUUL LABS, INC.	米国	0	179

（上位15社） 出典：World Intellectual Property Organization 「2020年4月7日付プレスリリース」

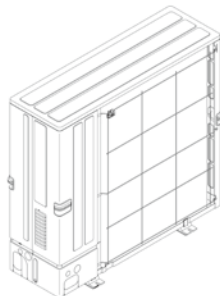


パッケージエアコン「PUYシリーズ」室外機 提供元：三菱電機株式会社

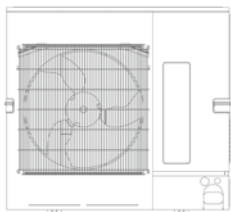
2.1
Perspective view 1



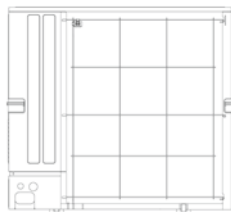
2.2
Perspective view 2



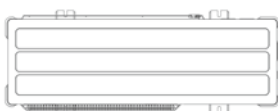
2.3
Front view



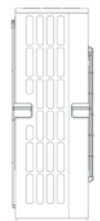
2.4
Back view



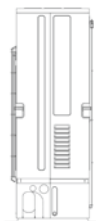
2.5
Top view



2.6
Left view



2.7
Right view



出典：International Designs Bulletin

の出願においてハーグ制度を活用しました（パリルートにより米国・中国・オーストラリア・インド・タイで権利化）。形状バリエーションの複数意匠を一つの出願にまとめたことも、コスト削減の面で寄与できたと考えています。

Indication of products: Outdoor units for air conditioners
 国際登録番号：DM/092057（Design No.2）

——最後に、今後の展望、ハーグ制度への期待、制度未利用者へのアドバイス等をお聞かせください。

三菱電機：中国や新興国では、いまだに模倣品が後を絶ちません。物品の外観や形状が保護される意匠権による権利行使は、侵害摘発性に優れていると捉えているため、意匠権取得を推進中ですが、現状では国内・海外代理人の協力を得ての出願対応としています。

今後、中国や新興国がハーグ協定に加盟し、制度活用が可能になれば、コスト面や手続き簡素化のメリットが拡大するため、当社はもとより現在制度を利用していないユーザーにも一気に活用が広まると確信しています。